

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：** T P P 協定電子商取引章の限界

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名：** 津田 英章

**所属：** 外務省経済局

**共著者 1 氏名：**

**所属：**

**共著者 2 氏名：**

**所属：**

## 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

デジタル貿易に関する国際約束の意義を検討することを目的として、これまでのWTOをはじめとする電子商取引に関する議論をまとめ、T P Pにおいて、電子商取引に関するどのような国際約束が約束されたのかを明らかにする。その上で、T P P協定電子商取引章の限界を検討する。T P P協定において先進的であるとされている第14・11（情報の電子的手段による国境を越える移転）、第14・13条（コンピュータ関連設備の設置）及び第14・17条（ソース・コード）の規定について、適用範囲及び例外を整理することで、実際の企業活動においてどのような活動が確保されるのか、また、国家によってどのような措置が講じられえるのかを検討し、他方で、国家による規律がどこまで有効であるのかを検討する。国際約束は、規制する側と規制される側の双方にとって意義のある規律が構成されるべきであるので、T P P協定第14章（電子商取引）の規定の限界について、民間の側面と国家の側面から規律を分析する。とりわけ、T P P協定では、上記3条文が自由化に寄与する規定であると言われ、G 2 0やA P E Cでも重要視されている。しかしながら、実際に3条文が意義のあるものであるのか、どのような問題を抱えているのかを検討する必要がある。

第1節において、電子商取引に関するこれまでの議論をサーベイする。第2節において、電子商取引章の規定が越境的な投資活動や越境的なサービス提供の促進へどのように寄与するのかを検討し、第14章の例外又は第14・11条、13条並びに17条の例外によって認められる措置がどのようなものであるか検討し、第14章の規定を適用しても防ぐことができない国家による措置を明らかにする。第3節において、国家の立場から、第14章の規定を適用しても適用することができない事業活動の存在を明らかにする。最後に、T P P協定第14章の意義を検討し、今後のデジタル貿易に関する国際約束の意義を論じる。